

会議開催のお知らせ

令和6年度盛岡城跡公園芝生広場整備事業関係者懇話会を次のとおり開催します。

令和6年12月18日

盛岡城跡公園芝生広場整備事業関係者懇話会
(事務局：公園みどり課)

1 開催日時

令和7年1月27日（月曜日） 13時30分から15時00分頃まで

2 開催場所

勤労福祉会館5階 大ホール（盛岡市紺屋町2-9）

3 内容

【報告事項】

- (1) 芝生広場の整備方針について
- (2) 芝生広場のトイレ整備について
- (3) 懇話会の今後について

4 傍聴定員

先着順10名

5 傍聴の可否及び手続き等

- (1) この会議は、傍聴することができます。
- (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、13時30分までに会場にお越しください。
なお、開催時刻以降は入退室できない場合がありますので、御了承願います。
- (3) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (4) 傍聴される方は、会議の秩序を維持するため、傍聴要領に従っていただきますよう、お願いいたします。

6 問い合わせ先

都市整備部公園みどり課 計画係（内線7272）

傍 聴 要 領

盛岡城跡公園芝生広場整備事業関係者懇話会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望する方は、懇話会の開始予定時刻までに、会場受付で受付簿に氏名及び住所を記載のうえ、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、当日13：00から先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 開始予定時刻を過ぎた場合は、原則として入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、懇話会を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 懇話会を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、懇話会を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 懇話会の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、会議の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。